

インターネット接続改善事業プロポーザル実施要領

インターネット接続改善事業について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続(以下「本件手続」という。)を次のとおり実施するので、地方自治法(昭和22年度法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため次のとおり技術提案を募集する。

令和7年9月17日

備前市長 長 崎 信 行

1. 業務概要

- (1)目的 本市学校施設では、職員及び児童生徒が行う学習活動を円滑かつ効率的に実施するため、教育ネットワークを構築し、運用している。これらの本市学校施設の教育ネットワークを運用する上で必要となる外部ネットワーク専用回線利用サービスについて、利用契約を行う。
- (2)業務名 インターネット接続改善事業
- (3)業務想定期間 契約締結日～令和13年3月31日(利用契約は、会計年度単位で締結する)

2. 提案上限額 (工事費部分のみ、回線利用料を除く)

¥4,009千円(消費税及び地方消費税含む)

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 国内に本社、本店若しくは契約権限を委任された支店、本社、支社又は営業所があること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 備前市競争入札参加資格者名簿の区分「201役務・104通信設備」で登録されていること。なお、入札参加手続き(追加登録・変更)については、企画提案書の提出期限までに終えていること。
- (4) 指名停止の処分を受け、その停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 備前市暴力団排除条例に該当する者でないこと。
- (6) 地方自治体から本業務と同種の業務の実績が1件以上あること

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年9月19日(金)15時00分まで
- (2) 提出方法 電子メールにて提出すること(任意様式)。
- (3) 回 答 日 令和7年9月24日(水)予定(電子メールにて回答)

5. 企画提案書等の作成及び提出

別紙「インターネット接続改善事業 要求水準書」に基づき企画提案書を作成し、期日までに提出すること。

(1) 記載事項

	項目	記載内容	備考
1	企 案 画 提 案 書	企画提案書(表紙)…【任意様式】 企画提案書…【任意様式】 (1)通信回線概要について (2)帯域確保の技術的説明について (3)工事概要について (4)導入実績について (5)運用保守・障害対応について	各項目A4用紙2枚まで
2	見 積 書	別紙のとおり	

- (2) 提出期限 令和7年9月30日(火)15時まで
- (3) 提出方法 PDFをメール送付(10MBを超える場合は要相談)

6. 審査方法

技術提案書に沿ったプレゼンテーションとヒアリングを実施する。

- (1) 時間 説明時間20分程度、質疑応答時間10分程度とする。
- (2) 日時 令和7年10月7日(火) 詳細は別途通知する。
- (3) 会場 備前市役所 備前市東片上126
- (4) 審査結果の通知 審査結果を電子メールにより通知する。

7. 審査基準 プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査する。

	項目	審査基準等
1	事業者の評価	優れた提案となっているか 説得力があり意欲や熱意が感じられるか
2	通信回線の評価	通信速度が確保されているか
3	工事の評価	学校行事等への影響

4	導入実績の評価	実績数、ネットワークアセスメントの状況等
5	運用保守・障害対応の評価	安定的な運用確保、レジリエンス対応
8	見積書	工事費には、初期費用のほか事務手数料を含むものとする 令和13年3月31日までの総支払額を審査の対象とする。

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者、提出された提案書又は提案内容が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限、要件等に適合しないもの
- ② 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- ③ ヒアリング等に出席しなかったもの
- ④ 虚偽の提案を行い、提案資格を得たもの

9. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い協議が整い次第、随意契約の手続きを行う。なお、その際には特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

10. その他留意事項

- ① 提出書類は返却しないこととする。
- ② 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 評価点が同点の者が二者以上いる場合の取り扱いは審査委員会にて決定する。
- ④ 備前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、提案時にその旨該当部分を表示しておくこと。

11. 担当部署(問合せ先)

備前市 教育委員会 教育振興部 教育総務課

TEL:0869-64-1802

Mail:bzkyoiku@city.bizen.lg.jp